

令和4年2月8日

<市長記者会見資料>

危機管理局
新型コロナウイルス感染症対策推進室

「住民税非課税世帯等への臨時特別給付金」事業の実施について

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、さまざまな困難に直面している住民税非課税世帯等に対し、暮らしを支援する臨時的な措置として、臨時特別給付金10万円を支給します。

1 対象及び申請方法等

<p>対象世帯</p> <p>※住民税が課されている者の扶養親族等のみだけで構成される世帯を除く。</p>	<p>【住民税非課税世帯】</p> <p>基準日時点（令和3年12月10日）で、世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税</p>	<p>【家計急変世帯】</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和3年1月から令和4年9月までの間に家計が急変し、世帯全員の一年間の収入見込み額が住民税非課税水準相当額以下</p>
<p>申請方法等</p>	<p>【プッシュ方式】</p> <p>対象世帯を抽出し、確認書を2月8日に発送（約34,000世帯）。届いた確認書に必要事項を記入し、同封の返信用封筒に入れて返送。</p>	<p>【申請方式】</p> <p>2月15日から9月30日までに、申請書に必要事項を記入し、必要書類（収入見込額の申立書、家計が急変したことが分かる資料など）を添えて、郵送または直接、担当窓口へ。</p>

2 支給開始時期 2月下旬を予定

以上

<問い合わせ先>
危機管理局
新型コロナウイルス感染症対策推進室
住民税非課税世帯等臨時特別給付金担当（本館7階）
電話：088-621-5540